

ペイシストラトスの僭主政

芝川 治

要旨

筆者は今般、僭主政の問題を講究している。それが、学説史に説かれるが如く、貴族政から民主政への発展における過渡的政権と評価し得るか否かを問うているのである。

前稿のコリントスに続き、今回はアテナイにおけるペイシストラトスの支配を取上げる。彼の抬頭であるが、それは貧民大衆を主たる支持基盤とした如く観じられる。然りと雖も、ペイシストラトスの治世を検討に付するに、旧来主張されてきたが如き、「貴族」抑圧や「平民」育成策は講じられていない。ただ、彼は権力の永続を希い、その線に沿った政策を実行したのみ。従って、発展論の中にそれを位置付けるのは困難である。それはアテナイ国制史の上においては逸脱に過ぎない。

キーワード…僭主政、アテナイ、ペイシストラトス

序

学説史において、通例、ギリシアの僭主政は二期に区分されるのであった。そのうち所謂前期僭主政はアルカイク期に簇出したとの由であるが、それは例の如く貴族政より民主政へという発展論の中に位置せしめられる。ギリシアにおいては七世紀後半頃より平民の地位が向上を見、貴族政は衰弛の時期を迎えた。そこにおいて、平民の支持を受けて多数の僭主政が勃興した。その政策は貴族の勢力基盤に打撃を加え、民衆の成長に資するものがあつた。かくて平民は自らの勢力を伸張せしめ、今や桎梏と化した僭主政を打倒して自身にて権力を掌握するに到つた。それが民主政の成立との事である。僭主政は一定の歴史的役割を果すと共に没落したというわけで、それは過渡的政権と評されるのである。⁽¹⁾

かくなる通常の観念であるが、これに関し筆者が先に詮議したのはコリントスの僭主政であつた。⁽²⁾今回、筆に上すのはアテナイにおけるペイシストラトスの支配である。それは在来説かれてきた如き役割を演じたのか。⁽³⁾それはアテナイ史の中において如何に評価されるべきか。一体、アテナイの社会的政治的変動を促進したのか。これらの点を論究する。

註

- (1) 芝川治「コリントスの僭主政」、『大手前大学人文科学部論集』五号、二〇〇四、三二—三三ページ。
- (2) 同右三一—五〇ページ。
- (3) 一つの典型としてヒグネット (C. Hignett, *A History of the Athenian Constitution to the End of the Fifth Century B. C.*, Oxford 1952, 108-123) を挙げておく。これによると、ペイシストラトスは貴族政より民主政への移行を促進した。その意味においてそれは革命派であり、貴族にとって呪詛されるべき者であつた。フォレスト (W. G. Forrest, *The Emergence of Greek Democracy*, London 1978, 175-189) などにも発展論的思考歴々たるものがある。今一例として、ブーンルト (G. Busolt, *Griechische Geschichte II*², Gotha 1895, 373) の引用を引く。„Die Herrschaft der Peisistratiden bildete in der innern Entwicklung Athens einen bedeutsamen Wendepunkt. Die Hektemoroi wurden freie Bauern, die ständischen und regionalen Gegensätze, welche das politische Leben bestimmt hatten, gleichen sich aus oder verschwinden. Es erstarke dadurch die einheitliche, ganz Attika umfassende Staatsgemeinschaft, während zugleich die Nivellierung der Bürgerschaft den Boden schuf, auf dem die entschiedene Demokratie erwuchs.“

前史より始める。五九四年のソロン改革後もアテナイにおいては紛々擾々たる状況が続き、アルコンを立て得ぬ年もあった。また、ダマシアスなる人物が、不法にその職に留ったりしたなどと伝えられる⁽¹⁾。然して後にペイシストラトスが僭主の地位に就いたのであるが、これは五六一〇年の事であった。この事は著名なる三党派鼎立を前提とする。

ヘロドトス⁽²⁾によれば、それぞれメガクレスとリュクルゴスを頭領とする海岸派と平原派との角逐において、ペイシストラトスが僭主政を指向して一味を糾合し、山地派 (Hyperakrioi) とした。そして、彼は術策を弄して権力を略取した。爾後の展開としては、二度に亘る失脚、各派との合縦連衡等を経て、ペイシストラトスの僭主政が最終的に確立したとの由である⁽³⁾。

他方、アリステレスは階層的観念を導入する。平原派は富裕者を中心として寡頭政治を求め、最も民主的なる山地派 (Dakrioi) は貧民多数を主要なる員数とした如し。メガクレスの領導する海岸派は中庸の政体を追求めたとの事である。そして、各派の名称は各々の農耕した地域に源由するとの事である⁽⁴⁾。

これらの三党派をめぐる近代の学説は千差万別の様相を呈するのであるが、ここにおいて一瞥を加えよう。クルーヴェに倣って、それらを、一応、三つの傾向に類別する。先ず、一方の極に位置するものとしてシーリー説⁽⁵⁾がある。これはアッテイカの地域的対立に重きを置くもので、各地域においては大貴族が蟠踞していたとする。それらは傘下に従属民を擁して、縦型の支配集団を形成していた。政争は階級的対立を主軸とするには非ずして、実体は各領袖間の権力闘争であった⁽⁷⁾。かくなる関係は殊に前古典期アテナイ史の基軸をなすものであって、これによって多数の事象は説明するを得るといふものである。三党派対立に関しても、当然、このパターンが適用されるといふものである。

他方、政治的社会的要素が重視される事、多しとする。平原派は概してケピソス川周辺の平地における地主とされる。それらは大貴族としてソロン以前の鞏固なる貴族政への復帰を策したとされる事少なからず。海岸派には沿岸部の漁民や商人、或は市部の手工業者、中流農

民等が帰属せしめられる⁽⁸⁾。これらはソロン改革の支持層を形成したとの事である⁽⁹⁾。山地派には農民、牧夫等東部アッティカの細民が多く算えられる。ソロン改革によって落魄した者や往時のヘクテモロイがこの派に参集したとされる事もある⁽¹⁰⁾。要はこれらは不平分子にて、過激なる改革を冀望したとの事である。各派の形成とソロン改革への対応を緊密に関係づけんとするならば、各派は長期に亘って存続した事となる。

経済的側面に着目される事もある。中には、穀物価格の騰落や、その輸入の是非に大地主層の利害や党派形成の因を見る向きもある⁽¹²⁾。また、メガラとのサラミス争奪戦を重視する見解もある。その結果、貿易港ブラシアイが昔日の栄耀を喪失し、それに随伴して生じた社会不安がペイシストラトスの勝利に寄与したというわけである⁽¹³⁾。また、甚しきは、山地派の中核をラウレイオン銀山の労働者と措定する者もある⁽¹⁴⁾。

これら諸学説は数多に上るのであるが、それぞれ難点を内包する。先ず、アッティカは地理的に截然と区分されるのであろうか。「平原」はケピソス川流域を指示するとして、「海岸」、「山地」の比定はしかく簡易ではない。「海岸」はアッティカ東南半島部の沿岸地帯を意味するか。東方沿海部は除外されるのか⁽¹⁵⁾。山地派 Diakrioi はそもそも呼称よりして一定としない。ヘロドトス (1.59.3) においてそれは Hyperakrioi と記されるのであった⁽¹⁶⁾。Diakria は東方の丘陵地帯なのであろうか⁽¹⁷⁾。その南限はブラウロンなのか⁽¹⁸⁾。

各派の指導者にしても、その根拠地は論定されない。ペイシストラトスのそれはブラウロンとしても、メガクレスのアルクメオニダイをめぐるはその居住地確定は難事である。それは学説史においても動揺を免れない⁽²⁰⁾。殊に「海岸」をアッティカ半島西部に比定すると、そこにアルクメオニダイの居宅を索めるは容易ならず⁽²¹⁾。平原派のアリストライデスの息リユクルゴスに到っては氏素姓すら定かとしえない。学説史において、それはエテオプータダイの一員とされ、プータダイに居住すとされる事稀ならずとした。然るに、それは根拠薄弱である⁽²²⁾。如上の三地域であるが、それぞれ主たる生業に顕証なる差違が存するか⁽²³⁾。中心市は別として、それを各地域毎に主張するのは容易ならざるところである⁽²⁴⁾。少なくとも、海岸部に商人層多数が居を構えたとはなし難きものがある。また、零落した者がペイシストラトスの支持層に算えられるとして、それらが東部に集中したとなすべき理由は乏しい⁽²⁵⁾。それらは中心市に流入したとする方が無理のないところである。

ペイシストラトス再度の復辟時⁽²⁶⁾であるが、マラトンに布陣した彼の許、アテナイの町よりその党与が参集した。アッティカ各地の区⁽²⁷⁾より

も同様と伝えられる。⁽²⁷⁾これに由つて観るに、ペイシストラトスの支持者はデアクリアのみならず、アテナイ市中並びにアッティカ各方面に散在した事になる。この点、後に細叙するが、第一回登位時、ペイシストラトスがアテナイ市中の民衆を煽動したのは事実となすべきである。二次におけるピュエの一件⁽²⁸⁾に関しても類似の事情を想定すべきである。政治的闘争の演じられる主たる場合は市部である。そうすれば、各派の指導者としても市内に支持者を擁するのは必要である。ペイシストラトスの支持者は市部にも多数を算えたであらう。⁽²⁹⁾

そうすれば、「地域主義的解釈」は的然たるを得なくなる。一体に、アッティカにおいて地域間の対立が明確なる形姿を取ったか。古期は措くとして、それについては最低限七世紀後半以降は聞知しないところである。⁽³⁰⁾三党派対立についてもその地域性を否定する見解が出来る所以である。⁽³¹⁾吾人としても、この点、熟思すべきである。

さて、諸学説の是非であるが、先ずシーリーによつて代表される説。この学説の一方の支柱は地域主義であり、他は大貴族による従属民支配である。このうち前者は上に縷述した。後者に関しては、アテナイはシーリー唱道するが如き閉鎖社会には非ずと答えるしかない。⁽³²⁾これらよりしてかくなる学説は成立し得ない。

ここで、ヘロドトスにつき一言しておく。ヘロドトスを披見するに、アテナイの政治は有力者間の私闘に尽きるとの印象を禁じ得ない。リュクルゴス、メガクレス、ペイシストラトスの脳裡にあるのはただ自己一身の利害のみ。党派の聚散や、殊にメガクレスがその娘をペイシストラトスに嫁せしめた事は、宛然典型的権門政策の如し。さりながら、ヘロドトスが凡ゆる局面にて政治家個人の権力欲に力点を置くのは周知のところである。この点、史料の傾向性にも留心すべきである。もとより、六世紀の政治は五世紀のそれとは相貌を異にする。そこにおいては有力者の比重が比較的大きい。しかし、その点、それ以上のものはない。⁽³³⁾シーリーのみならず、大貴族支配を云々する歴史家は許多に上るが、ヘロドトスはそれらに論拠を提供するものではない。

次に前記諸学説中、経済的側面に重きを置くもの。ここでアテナイの産業に触れておくが、それが殷盛に向うのは六世紀中葉を踰えてから後、いやむしろ後半三分の一に属す。⁽³⁴⁾この事は貨幣その他より証されるし、陶器よりしてもそれ以上の主張はなし難い。五六〇年代において産業は十分なる発展期にはないと見られる。ここでは多言を費さぬ事とするが、三党派抗争の背後に産業的利害の相剋を見るのは当を得ない。⁽³⁵⁾

前に掲げた学説中、政治的社会的解釈であるが、これがアリストテレスを参考に供するのは事実である。⁽³⁶⁾ところで、『アテナイ人の国制』十三章四によれば三党派はそれぞれ寡頭派、中道派、民主派であった。さりながら、これはアリストテレスの政治理論よりする断案かもしれない。

同書十三章五。これは山地派が民主的たる所以を説明せんとして、以下の如く叙す。「この党には貸金を奪われた者が困窮の故に、またその生れの純粹でない者がその懸念から左袒した。」(村川堅太郎訳)この節前半は些少ならざる疑義の生ずる箇所である。ギリシア語の解釈としては *hoi te apheiremenoi ta chrea* は「借金より解放されし者」ではなく、「貸金を剥奪されし者」を指示するのである。⁽³⁷⁾それらの者はソロン改革以前の富者であつて、重荷降し^{セイサクテイ}の結果、貧困に沈倫する迄に至つたとの事であろう (*Att. Pol.* 13.3. *synebebekei gar autois gegonenai penesin*)。然るに、それらは改革によつて損失を蒙つたとは雖も、それほどの境涯にまで墮するものか。それらは相当の土地を保有していたのではなからうか。

「出生純粹ならざる者」云々であるが、これに関してアリストテレスが根拠として掲げるのは僭主顛覆後の市民表修正 *diapsephismos* である。さりながら、これの実施⁽³⁸⁾は該時期を去る事約五十年に置かれる。党争時に出生が問われた事の証跡にはならない。更に、『アテナイ人の国制』十三章一—三よりすると、ソロン改革後より三党派による訂争に至る迄、アリストテレスは紛擾の因を改革に帰せしめている。然るに、改革重大とは雖も、その余燼が三十有余年を闊した後に迄持続するか否か。政治的にせよ社会経済的にせよ、これを首肯するには幾何かの躊躇を覚える。

以上、アリストテレスのみならず、ヘロドトスその他三党派をめぐる史料には些少ならざる疑念が胚胎する。能うれば、他の史料と比照してそれらの信憑性を確認する必要がある。

2

該時期よりは同時代史料が残存する。ソロンの詩である。⁽⁴¹⁾そのうち、先ず *F12.1-4G.P. = F9.1-4W.* これはまさに来らんとする僭主政を警戒すべく民衆に注意を喚起したものである。僭主政とはペイストラトスのそれである。その間の事情は *F15G.P. = F11W.* よりも証される。

この詩はヘロドトス⁽⁴²⁾、アリストテレス⁽⁴³⁾等の証言を裏付けるものである。それらによれば、アテナイの国民はペイシストラトスの術中に陥って彼に護衛を認め、ために僭主政樹立という結果を生じたのであった。護衛授与は民会において議決されたのであった。ペイシストラトスが民衆を煽動して権力を掌握したのは事実として承認する他はない⁽⁴⁴⁾。

そうすれば、ペイシストラトスの主要なる支持基盤は一般大衆に置かれた事となる⁽⁴⁵⁾。その中には貧民も相当数を算えたであろう。この点においてアリストテレスの評言に一応賛意を表すべきであろう。『アテナイ人の国制』二十八章二においてはペイシストラトスは民衆指導者とされる。『政治学』1305a21-24及び1310b30-31においても同じい。『政治学』の二箇所では民衆指導者は有力者に対して民衆の信頼を贏得、然して僭主の地位に就いたとされる。ペイシストラトスはその一人として例示されるのである。『政治学』1305a22-24よりすれば、ペイシストラトスは裕富なる平原派に対して党争を行ったのであった⁽⁴⁶⁾。

かく観ずるにおいて、三党派をめぐる学説につき如何に対応しようとも、山地派が民主政的傾向を帯していた事は否定し難くなる⁽⁴⁷⁾。してみると、平原派は寡頭派的立場にあったのだろうか⁽⁴⁸⁾。

註

- (1) *Ath. Pol.* 13.1-2.
タマシアスが最初にアルコンに就任したのは五八二／一年か。六世紀前半より僭主政期にかけての年代をめぐっては諸説が錯綜する。P. J. Rhodes, *A Commentary on the Aristotelian Athenian Politeia*, Oxford 1981, 180-182, 190-199; G. V. Sumner, *Notes on Chronological Problems in the Aristotelian ἈΘΗΝΑΙΩΝ ΠΟΛΙΤΕΙΑ*, CQ 11, 1961, 37-54その他。ペイシストラトス僭主政一次二次の期間は定まらない。二次の開始年次も同断である。三次権力奪取は五四六年に置かれる事が多い。ペイシストラトスの死は五二八／七年、ヒッピアス僭主政が終焉を迎えたのは五二一／〇年である。
- (2) I. 59. 3-6.
- (3) Hdt. I. 60-64.
- (4) *Ath. Pol.* 13. 4-5; *Pol.* 1305a21-24, 1310b30-31.
- (5) 学説史に E. Kluwe, *Bemerkungen zu den Diskussionen über die drei „Parteien“ in Attika zur Zeit der Machtergreifung des Peisistratos*, *Klio* 54, 1972, 103-110; M. Stahl, *Aristokraten und Tyrannen im archaischen Athen*, Stuttgart 1987, 69-77.

- (6) R. Sealey, Regionalism in Archaic Athens, *Historia* 9, 1960, 155-175.
- (7) *Ibid.* 169. "The positive thesis of this paper is that regionalism is the clue to the political history of Archaic Athens; its negative thesis is that class-struggles do not provide the clue."
- (8) E. g. Busolt, *op. cit.* II, 305; A. French, Solon and the Megarian Question, *JHS* 77, 1957, 241-242.
- (9) コムネミー (*op. cit.* 109) など、は端的にソロン改革への対応より海岸派を説明せんとする。
- (10) Busolt, *op. cit.* II, 309-310.
- (11) Hignett, *op. cit.* 109-110 脚。
- (12) Cf. French, Solon and the Megarian Question, 240-242.
- (13) French, The Party of Peisistratos, *G&R* 6, 1959, 46-57.
- (14) P. N. Ure, *The Origin of Tyranny*, Cambridge 1922 (Reprint: New York 1962), 37-45. なお、ニルソン (M. P. Nilsson, *Das Zeitalter der älteren griechischen Tyrannen*, K. H. Kinzl (Hrsg.), *Die ältere Tyrannis bis zu den Perserkriegen*, Darmstadt 1979, 88-90) (*The Age of the Early Greek Tyrants*, Belfast 1936) は産業発展に伴って生じた困窮せる労働者の輿望を担って僭主が興起したとなす。ペイシストラトスもその撰に洩れぬところわけ、彼はその施策—建築、パナテナイア祭、ディオニュシア等—で以って、それら労働者の声に応えたというわけである。ペイシストラトスの帝国主義的対外政策も通商路開拓を主眼とするところのものである。
- (15) Cf. R. J. Hopper, 'Plain', 'Shore', and 'Hill' in Early Athens, *ABSA* 56, 1961, 191-193. Thuk. II. 55. 1 の he Paralos ge はアッティカ東岸部を包含する。
- (16) Plut. *Mor.* 763D の *ἐκ τῆς Ἐπακτῖοι*。
- (17) Cf. Hopper, *op. cit.* 193-194.
- (18) Hesychios, s. v. Diakreis. ただし、このにおけるペラウロンはテクラスト修訂の結果である。
- (19) じれは [Platon], *Hippiarchos* 228 B; Plut. *Solon* 10. 2 に由縁する。
なお、*Ath. Pol.* 13. 5 の hekastoi は各派を意味する。それぞれの統領ではない。cf. Hopper, *op. cit.* 194.
- (20) F. Bourriot, *Recherches sur la nature du génos* I-II, Lille-Paris, 1976, 811-828. ゲノスの本貫などもとより存在しない。政治的争闘の単位はオイコスである。この点、アルクメオニダー、ペイシストラティダイなど何れも然りとす。
- (21) Sealey, *op. cit.* 163; D. M. Lewis, Cleisthenes and Attica, *Historia* 12, 1963, 23 によるならば、アルクメオニダーはむしろ市部に居住する。
- (22) 従前、このリユクルゴス、四世紀における同名著名人の祖などと屢次に亘って主張されてきた。さりながら、その論拠は名と想定上の住地に尽く。六世紀のリユクルゴスの場合、居住地が平原部としても、それをプータダイなる区に特定すべき理由は欠如する。
著名なるリユクルゴスは出自に関してエテオプータダイである故、六世紀の同名人も当然同様。従って、それは大貴族なりとなすのが過去における論法であった。然るに、ここでエテオプータダイにつきても付記しておくが、それは宗教的名門ではあるが、それ以上ではない。祭祀と政治的影響力が各々別個の次元に属する事は確認すべきである。

- (37) *Ath. Pol.* 13. 3を参照せよ。更に M. Chambers, *Aristoteles: Staat der Athener*, Berlin 1990, 197. *prosekosmento* に引く J. E. Sandys, *Aristotle's Constitution of Athens*, London 1912 (Reprint New York 1973), 54.
- (38) 芝川『ギリシア「貴族政」論』二二四—二二五ページ。
本節註(11)。
- (39) ホラデイ (*op. cit.* 450) によれば、ソロン改革を惹起した貧農問題はその後も解決されず、この事が三十数年後に僭主政樹立を招致した。ペイシストラトスは貧農の支持を背景として抬頭したというのである。
- (40) これらは既に講究に付したところである。芝川『ギリシア「貴族政」論』九四—九五ページ。
- (41) *I. 59. 4-6.*
- (42) *Ath. Pol.* 14. 1. *κατά* Plut. *Solon* 30. 1-3.
- (43) ペイシストラトスの雄弁を強調するのことは Cicero, *De Orat.* III. 137; *Brutus* 27, 41. cf. Plut. *Per.* 7. 1. 更に cf. Simonides, F 607 (Page) 及び C. M. Bowra, *Greek Lyric Poetry*, Oxford 1961, 322.
- (44) ソロン改革後のアテナイ政治はいわば開かれた体系をなしているのであった。そこにおいては、古典期に比して政治的成熟度に関して劣るとはいえ、民衆の意嚮が相当の重きをなしていた。僭主を窺う者にとつて民衆煽動は権力略取への捷徑であつた。ペイシストラトスもまたその途を取つたのは異とするには足らない。テアゲネス、キュプセロスと類似するのである(芝川「コリントスの僭主政」三五ページ)。
- (45) ペイシストラトスによる第二次政権略取は談合に尽きるものではない。ピユエの件に関しては本論文八九ページ。第三次の場合も相当広汎な支持が認められる。同上八九ページ。
- (46) Cf. Plut. *Solon* 29. 1. *ho thetikos ochlos* ktl.
- (47) *Ath. Pol.* 13. 4. 14. 1. 1. のうち前者は、もとより、図式的たるを免れ難いが。本稿九〇ページ。
- (48) 当時、喫緊の政治的課題とは何であつたのか。アテナイは何らかの難局に逢遇し、民衆煽動が奏功する気運にあつたのだろうか。それにしても三党派の名称は何に由縁するのか。この点、百般の疑問が奔出する。

ペイシストラトスの施策に移る。ヘロドトスの語るところ⁽¹⁾、パツレネの会戦後、アテナイ人にはアルクメオン一族と共に亡命した者がいた。カリアスも同様の運命を辿ったのであろうか⁽²⁾。キモンもその時点は瞭然とはしないがアテナイを退去した⁽³⁾。パツレネ戦後、ペイシストラトスは反対派の子息を人質としてナクソスに移したという⁽⁴⁾。これらを以つてすれば、ペイシストラトスは上流階級に敵対し、ひいては民衆を成長せしめた。それらの事が民主政治への道を拓いたという評言も出来るかもしれない⁽⁵⁾。

ところで、ヘロドトスは亡命者を上流階級とは特定しない。人質提供者にしても亡命を避けて残留した者と記すのみ。上層とはせず、ただ反対派とするのである。ペイシストラトスとして自己に敵対する者をかく処置するのはけだし当然である⁽⁶⁾。

カリアスであるが、これはペイシストラトスが亡命した際、公売に付されたその財産を購入したという⁽⁷⁾。この記事が事実とするならば、ペイシストラトスの僭主政下（一次或は二次）、カリアスは放逐されなかつた事となる⁽⁸⁾。

キモンは流謫の身となつたのであつたが、やがてペイシストラトスに復帰を認められた。彼は亡命中、オリュンピアの四頭立戦車競技に再度優勝した故⁽⁹⁾、その間も豪華なる生活を維持したのである。故国の財産も没収されなかつたのであろうか⁽¹⁰⁾。キモンの異父兄弟ミルティアデスはアテナイに残留し、そこに勢威を保つた⁽¹¹⁾。キモンとは扱いが異なるのである。もつとも、ミルティアデスはペイシストラトスの支配下、鬱屈が募り、ケルソネソスに向けて出立するが⁽¹²⁾。

アルクメオン一統であるが、これは亡命後、一旦帰国している。事はヒッピアス政権下に属するが、アルコン表の断片が出土している。そこにおいてはオネトリデス（五二七—五二六）、ヒッピアス（五二六—五二五）、クレイステネス（五二五—五二四）、ミルティアデス（五二四—五二三）、カリアデス⁽¹³⁾（五二三—五二二）、ペイシストラトス（二二世、五二二—五二一）の名が刻されると見られる。これを以つて案ずるに、ミルティアデスと共にアルクメオニダイのクレイステネスは枢要なる地位に就き、ヒッピアスと協働したのである⁽¹⁴⁾。時日を経て、⁽¹⁵⁾

アルクメオン家は再度亡命の途に出るが、その際、デルポイの神殿造営を請負ったという。⁽¹⁶⁾ この一家も巨富を擁したのである。この一家が当初亡命した際、ペイストラトスとしてはその財産を如何に処置したのであるか。

以上、アテナイの上層とヒッピアスを含めた僭主との関係であるが、敵対関係に終始したというものでは毫もない。むしろそこには親密なる要素も看取される。⁽¹⁷⁾ 利用し得るものは利用するという精神で貫かれている。

その他、ペイストラトスが土地再分配の如き矯激なる施策を講じた形跡はこれを欠く。⁽¹⁸⁾ ペイストラトスの場合、その本来的政治基盤は別として、上流富裕層それ自体に抑圧を加えたとは想定し難いのである。彼の治世は善政の評判にて彩られる。「彼は既存の官制を乱したり、法律を更改したりはせず、従来の国制に遵つて国を治め、見事な政治をしたのであった。」⁽¹⁹⁾ 同種の評言また鮮少としない。⁽²⁰⁾ それ故、彼が上流及び民衆双方の間にて好評を博したと伝えられるのも宜なるかなの感がある。僭主にとつて至高の目的は自己の地位を維持する事である。ペイストラトスにとり当初の支持層が一般大衆を中心とするとしても、彼はそれには拘泥せず、凡ゆる階層と親和を保つべく努めるであろう。僭主よりして社会的変動を惹起すべき理由はこれを欠く。政治的にも同様であり、無用の摩擦を生ぜしめる必要はないわけだ。まさに彼は既存の法、国制を遵奉したのである。⁽²²⁾

民衆に対してはペイストラトスはよく配慮し、それをして安楽なる生活を送らしむべく心を勞した。彼は窮民に資金を貸与して農業を勸奨したという。⁽²³⁾ 或はシゲイオンやケルソネソスに移住して土地分与を得た者もある。ペイストラトスの農業政策はヒュメツトス山中、田夫の逸話によつても知られる。ペイストラトスの治世をクロノスの時代となすが如き世評も俗間において伝世されたのであろう。⁽²⁵⁾

ただ、上記の政策に別種の側面が存した事、これを忘却すべきでない。それは市民の非政治化である。人々が田園に散在して仕事に没頭し、中心市に歩を運んで国事に容喙するのを防止する、これもまたペイストラトスの企図するところであった。⁽²⁷⁾ 「村の裁判官」を任じたのもまさにその線に沿う施策であった。⁽²⁸⁾ アリストテレスの評する通りである。⁽²⁹⁾ そして、その政策は所期の目的を達したものと見られる。⁽³⁰⁾ かくして、僭主政下に民衆の政治的成長若しくは「貴族の衰頹」⁽³¹⁾ という現象を措定するのは謬見となすべきである。

時期的に六世紀中葉より末期に属す建築活動は必ずしも些少とはしない。その一部を摘挙すると、オリュンピエイオン、アクロポリスのアテナ神殿、アポロン・パトロオス神殿、エレウシニオン、十二神の祭壇、エンネアクルノス等の新造或は改築である。⁽³²⁾ 建築はその本性上、年代確定を詳密になす能わざるものである。加之、前述の如く、ペイシストラトス及びその子息の統治年代が亮然としない。従って、建築活動が誰に起因するか判知し難い場合が多くなる。

一説に、ペイシストラトスはアクロポリスでなく、アゴラにおける建築に注力した。⁽³³⁾ 同時に彼は住居をアゴラに構えた。これらの事が彼の民主的傾向を示唆すると説く者がある。⁽³⁴⁾ 然るに、これは胡乱である。ペイシストラトスの住居はアクロポリスに索めるのが順当である。大体、アゴラを民衆的、アクロポリスを貴族的とするならば、それは不当である。

アリストテレスの主張するところでは、⁽³⁵⁾ 僭主の奉献物や神殿建立は被支配者を窮乏させ、かつ仕事に忙殺せしめて謀反の遠なからしめるのを目的とする。その例としてペイシストラトス一族によるゼウス・オリュムピオスの神殿建築が挙示される。これとは逆に、僭主が自らの支持者たる貧民に雇傭を提供したとの学説もある。⁽³⁶⁾⁽³⁷⁾

ヒッピアスやヒッパルコス⁽³⁸⁾の代に入って公共建築物は増加を見たのであろうか。それはアゴラ、アクロポリスその他に建設されたか。また、神殿もアテナ、ゼウス、アポロン、デメテル、ディオニュソス等諸神に属す。ヒッピアスやヒッパルコスとして神々の恩寵を確保し、ポリスを壮麗たらしめ、自らの威信を発揚する事は為政者として当然の所為であった。そのために特定の場所や神を選好すべき理由はない。また、泉の築造など公共工事も当然必要であった。

ペイシストラトスが国家神としてのアテナ崇拜を強化し、以って貴族の祭祀を弱体化せんとしたと説かれる事もある。⁽³⁹⁾ この関連においてパナテナイアも引証される。⁽⁴⁰⁾ 然るに、有力者の権勢は祭祀に起因するものではない。⁽⁴¹⁾ 先にも触れたが、この点、銘記すべきである。⁽⁴²⁾⁽⁴³⁾

ペイシストラトスが当初貴族の有した貨幣鑄造権を剥奪したと立論する者もある。⁽⁴⁴⁾ そうした旧来の貨幣が Wappennünzen とされる。然るに、それらの流布は五五〇年以降の事にして、僭主政を遡らぬ如くである。⁽⁴⁵⁾ 所謂貴族は本来的に独自の貨幣など刻さなかつたのである。

これらの点と関係するところであるが、ペイシストラトスの功績としてアテナイの一体化を挙げる向きもある。⁽⁴⁶⁾ 従前、大地方貴族の連合体に過ぎず、党争による分裂に困苦していたアテナイを彼が一つの国家として統合したというのである。これに対する回答は本篇において

既に提示されたと判断される。

ペイシストラトスが怠惰抑制令を發布した可能性はある⁽⁴⁷⁾。もとより、それが事実か否か、疑問少なしとはしないが。それを事実とした場合、他ポリスにも類似の法令は稀とはしない故、別段、異とすべきものではない⁽⁴⁸⁾。その意図が「貴族」抑圧などにあるのでない事は言を俟たぬところである⁽⁴⁹⁾。

戦術の変化。これは僭主政の成立に関し主要論題の一つをなしてきたものである。新たに抬頭した重装歩兵層が僭主の支持層を構成したとは、学説史において屢次唱道されてきたところである。これにつき先ず根本的問題を指摘しておく。七世紀において重装歩兵戦術が採用されて、それに伴って顕著なる社会的、政治的変動が生じたのか、この点が頗る疑わしい⁽⁵⁰⁾のである。今回、この問題は措くとしても、ペイシストラトスに重装歩兵の支持を措定する者は稀である。事実、その事は史料に蹤跡を欠く、否、むしろそれに背反するのである⁽⁵¹⁾。

註

- (1) I. 64. 3.
- (2) Hdt. VI. 121. 2. Thuk. VI. 55. 1に現れるロムペロキデスの息カリアスをめぐっては cf. A. W. Gomme, A. Andrewes, K. J. Dover, *A Historical Commentary on Thucydides*, Oxford 1970, 333-334.
- (3) Hdt. VI. 103. 1.
- (4) *Ibid.* I. 64. 1.
- (5) Andrewes, *The Greek Tyrants*, New York and Evanston 1963, 113-115.
- (6) Cf. L. de Libero, *Die archaische Tyrannis*, Stuttgart 1996, 67.
- (7) Hdt. VI. 121. 2.
- (8) 或は亡命したが、ペイシストラトスのアテナイ離去と共に帰国してその財産を購入したのか。第一次僭主政下、メガクレス、リュクルゴス俱にアテナイにありし如くである。第二次にても同様であろうか (Hdt. I. 80-61)。この点、カリアスの運命を考量する上で示唆的ならずとはしない。なお、アルクメオン家につきインクラテス『戦車競技の馬』二五—二六は傾向的である。cf. Plat. *Solon* 30. 4.
- (9) Hdt. VI. 103.
- (10) Stahl, *op. cit.* 117. 何れにせよ、キモンはアテナイ帰国後、自己の領地に復帰した事となる。Hdt. VI. 103. 3. ただ、彼はペイシストラトスの死後、その子供たちによって横死を遂げたという。

- (11) Hdt. VI. 35. 1. *edynasteue*.
- (12) *Ibid.* VI. 35. 3-36. 1. 出立の年代は五四六年以前か。ケルソネソスへの同行者募集もペイシストラトスの同意なくしては吐わぬところであろう。
- (13) オネトリアスとカリアデスの素姓は不明。それらはペンタコシオメディムノイ若しくはヒッペイスに属す故、富裕者には相違はない。
- (14) これはキモンの子。これはペイシストラテイダイによって厚遇された。Hdt. VI. 39. 1.
- (15) 先述のカリアスは、五二〇年代、アテナイに在住したのであろうか。J. K. Davies, *Athenian Propertied Families*, Oxford 1971, 255-256. また、ヒッピアス治下、「名門出身にして僭主と親しき者多数」とも報せられる (*Ath. Pol.* 18. 4)。マンドキナス一〇六並びに二二二六は仮作であろう。
- (16) この件に関しては、クロトス (V. 62. 2-3) を採る。Stahl, *op. cit.* 120-128. cf. *Ath. Pol.* 19. 4; Isok. XV. 232; Dem. XXI. 144; Philochoros F115 (Jacoby).
- (17) もとより謀議をめぐらす者はこの限りではない。策謀は有力者より発する事を多数とする。
- (18) これは史料には全く現れない。H. Brandt, *Ἱστὰς ἀνατολικῆς καὶ ἀνατολικῆς ἀρχαίας ἱστορίας καὶ ἀλλοτρίων ἐπισημοῦντων ἀρχαίων ἀποστολῶν*, Bonn 1989, 211-213. ペイシストラトスが逃亡した有力者の土地を没収して貧民に分配したとは少なからず唱えられるところであった。Busolt, *op. cit.* II, 327-328; Fr. Schachermeyr, *Peisistratos von Athen*, *Kinzl. op. cit.* 110 (RE 19, 1937) 他。この底には一つの観念がある。ソロン頃に彌漫していた大土地所有に對し、五世紀末のアッテイカは小農の地と化した。この事はその間ペイシストラトスの時代に変革が生じた事を物語るというものである。この種の観念に對しては、アッテイカは既にソロン改革より小農中心の体制であったと答えるしかない。「逃亡した有力者の土地」云々に對しては如上(二二二—二二二ページ)よりしてその主張には蓋然性高からざる。
- (19) Hdt. I. 59. 6. 松平千秋訳。
- (20) *Ath. Pol.* 14. 3, 16. 2, 16. 8; cf. [Platon], *Hippiarchos* 299B; Thuk. VI. 54. 5.
- (21) *Ath. Pol.* 16. 9. cf. *Pol.* 1315b3-4.
- (22) ペイシストラトスは、制度上、ソロンの国制を承継したと見られる。cf. *Plut. Solon* 31. 1.
- (23) *Ath. Pol.* 16. 2.
- (24) Hdt. V. 94-95, VI. 36. 1.
- (25) *Ath. Pol.* 16. 6.
- (26) *Ibid.* 16. 7. cf. [Platon], *Hippiarchos* 229B. 更し *Plut. Arist.* 24; *Kimón* 10.
- (27) これをめぐっては芝川『ギリシア「貴族政」論』二二二ページ。同種の方策は他の僭主に對しても伝承されている。芝川「コリントスの僭主政」四三二ページ。
- (28) 芝川『ギリシア「貴族政」論』二四四—二四五ページ註(14)。「村の裁判官」が「地方有力者の傳統的裁判権」を打破すべく設置されたとするのは通常の学説である。然るに、そのようなものは前古典期アテナイにおいて前代未聞である。それにしても、五一—四世紀の *dikastai kata demous* (*Ath.*

- Pol. 26. 3, 48. 5, 53. 1) を同種の観点より解するのであろうか。摩訶奇怪なる解釈と言わざるを得ない。
- (29) 『アテナイ人の国制』十五章四—五において叙されたペイシストラトスによる武器剥奪も、同じく、市民の非政治化という観点より解し得る。ただ、この記事は、通例、誤謬と目されている。
- (30) 芝川『ギリシア「貴族政」論』二二—二二二ページ。
- (31) 「*demos*とは主として僭主の創造するもの」といふ(Hignett, *op. cit.* 125)。
- (32) 詳細は以下その他を参照。H. A. Thompson, R. E. Wycherley, *The Athenian Agora*, Princeton 1972; F. Kolb, *Die Bau-, Religions- und Kulturpolitik der Peisistratiden*, *JDAI* 92, 1977, 101-113; Stahl, *op. cit.* 233-246; H. A. Shapiro, *Art and Cult under the Tyrants in Athens*, Mainz 1989; de Libero, *op. cit.* 94-107; J. Boersma, *Peisistratos' Building Activity Reconsidered*, *Sancisi-Weerdenburg, op. cit.* 49-56.
- (33) ペイシストラトスとアゴラに関する cf. Shapiro, *op. cit.* 5-6; Stahl, *op. cit.* 233-243. けれどこのシミュタールは僭主政下における Staatlichkeit の進展を説くが、その事は疑問。
- (34) Boersma, *Athenian Building Policy from 561-560 to 404-403 B. C.*, Groningen 1970 (筆者未見)。cf. Kolb, *op. cit.* 104; de Libero, *op. cit.* 100.
- (35) Pol. 1313b18-25. テクスト解釈をめぐっては W. L. Newman, *The Politics of Aristotle IV*, Oxford 1902, 456-457. アリストテレスの説は一面的に過るべきであらう。
- (36) Cf. Ure, *op. cit.* 62-63.
- (37) コルプ (*op. cit.* 112-113) をして言わしめれば、ペイシストラトス治下、建築活動が旺盛でなかった故、本文に記した説は何れも肯綮に中らない。子息の時期であるが、そこにおいてはアテナイ経済が殷昌に向った故、大規模なる建設が可能と化したというだけの事である。
- (38) アポロンが貴族的、ディオニュソスが庶民的との言説も間々なされる。その際、ペイシストラトスがディオニュソスに好意的とすれば、それは彼の政権の性格を示すという論法が用いられる (e. g. Schachermeyr, *op. cit.* 122)。然るに、これは不適切である。何故なら、他の諸神と同様、アポロンやディオニュソスは特定の政治的傾向性を帯びるものではないのだから。例えばコルプ (*op. cit.* 107) によると、アポロン・パトロオスはプラトリアの神たる故、それは貴族的である。しかし、ルーセル、ブリオ以後の今日、このような議論からは永訣するしかない(芝川『ギリシア「貴族政」論』補論)。
- (39) Schachermeyr, *op. cit.* 122; Andrewes, *op. cit.* 113.
- (40) パナテナイア再編成は五六六／五年 (Pherekydes F2 (Jacoby 3); Hellenikos F22 (Jacoby 4)) であり、ペイシストラトスによる権力奪取以前である。再編にペイシストラトスが干与したと示唆する向きもある (e. g. Hignett, *op. cit.* 113) が、これは疑問である。Schol. Ael. Aristid. 13. 189. 4-5 (3. 323 Dind.) は信に値しない (J. A. Davison, *Notes on the Panathenaea*, *JHS* 78, 1958, 29)。
- 後にペイシストラトスがパナテナイア祭のために尽瘁したとしても、彼の立場上、公の祭典を隆盛ならしめるのは当然である。本文に示したような底意はない。アテナ神殿やパナテナイアが、結果として、アテナイ人としての意識を増進せしめた一面はあったらう。
- (41) ゲノスに関する旧説が壊残に帰した事に注意。この点、フロスト (F. J. Frost, *Peisistratos, the Cults, and the Unification of Attica*, *Ancient World*

21, 1990, 39) などは容認し難い。例えばエレウシスの秘儀に関して、僭主がそのアテナイへの結合を強化したとして、僭主の意中にあったのはゼノスの政治的影響力を減殺する事などではない。僭主としては流行に倣って人心収攬を意図しただけである。cf. Kolb, *op. cit.* 114-115.

(42) 一節詳(28)。

(43) なお、ボードマン(J. Boardman, Herakles, Peisistratos and Sons, *Revue archéologique* 1, 1972, 57-72; Herakles, Peisistratos and Eleusis, *JHS* 95, 1975, 1-12; Herakles, Peisistratos and the Unconvinced, *JHS* 109, 1989, 158-159) によれば、ペイシストラトスは自身とクラテレスを同一視した。この説に対しては例えばクック(R. M. Cook, Poets and Peisistratan Propaganda, *JHS* 107, 1987, 167-169) の反論が有効である。僭主が陶工に対して特定の図像を製作するよう慫慂する如き事態は想定し難い。

ここでは更にディオニュシア、悲劇、ホメロスのテクスト編纂につき一言しておく。それらに関する史料には難点があつて、ペイシストラトスとの関係は単簡には承認し難い。ペイシストラトス一統の cultural politics を示すものには不適切である。cf. J. Blok, *Phye's Procession: Culture, Politics and Peisistratid Rule, Sancisi-Weerdenburg, op. cit.* 20-31. 文庫や巻のついでに S. R. Slings, *Literature in Athens, 566-510 BC, Sancisi-Weerdenburg, op. cit.* 57-77.

僭主政期のテセウスも論題を提供する事がある。H. J. Walker, *Theseus and Athens*, Oxford 1995, 35-47. 殊に方法的誤謬をめぐっては *ibid.* 46-47.

(44) E. g. Schachermeyr, *op. cit.* 105.

(45) J. H. Kroll, N. M. Waggoner, *Dating the Earliest Coins of Athens, Corinth and Aegina, AJA* 88, 1984, 326-333; C. M. Kraay, *Archaic and Classical Greek Coins*, London 1976, 55-63 他。なお、*Wappenmünzen ʼʼ Athen-a-owl* が僭主の刻印になるか否か軽々に断案を下すべからぬ。

(46) Hignett, *op. cit.* 123.

(47) *Plut. Solon* 31. 2. cf. Aelian. *Var. Hist.* IX. 25. 中譯は de Libero, *op. cit.* 76-77.

(48) 薄葬令をめぐっては Kolb, *op. cit.* 136.

(49) 芝川「コロントスの僭主政」四三ページ。

(50) 同右三八—三九ページ。

(51) G. L. Cawkwell, *Early Greek Tyranny and the People, CQ* 45, 1995, 81-82.

結

以上、各方面に亘って講究したのであるが、子息をも含めて、ペイシストラトスの支配がアテナイの社会、政治に構造的変化を惹起したのであろうか。これには否と答えるしかない。そういった思考はむしろ、学説史においてアテナイ史の全体像より要請されたのではなからうか。⁽¹⁾ 在来、古期のアテナイは鞏固なる貴族支配の時代とされてきた。五〇八年のクレイステネス改革は民主的大変革と評価される事多数とした。ソロンよりクレイステネスに到る迄、その点における発展があった。そうすれば、その間に位置する僭主政期に貴族が衰微し民衆が成長した筈、というのがその論理である。しかしながら、僭主政期の諸事象に徴した場合、そのような発展論的見地は妥当性を喪失する。⁽²⁾ 本稿の序において記したような僭主政論はコリントスと共にアテナイにも適用され得ない。

註

- (1) Cf. J. Ober, *The Athenian Revolution of 508 / 7B. C. : Violence, Authority, and the Origins of Democracy*, Ober, *The Athenian Revolution*, Princeton 1996, 38. 「この論文は『進歩』や『反動』の観念が著し」。
(2) Cf. Welwei, *op. cit.* 258-265. *Die Tyrannis war keineswegs „das folgerichtige Ergebnis des Verlaufs der athenischen Geschichte.“ … Die innere Ordnung war aber von ihm (Peisistratos) selbst gestört worden.*